

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、  
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

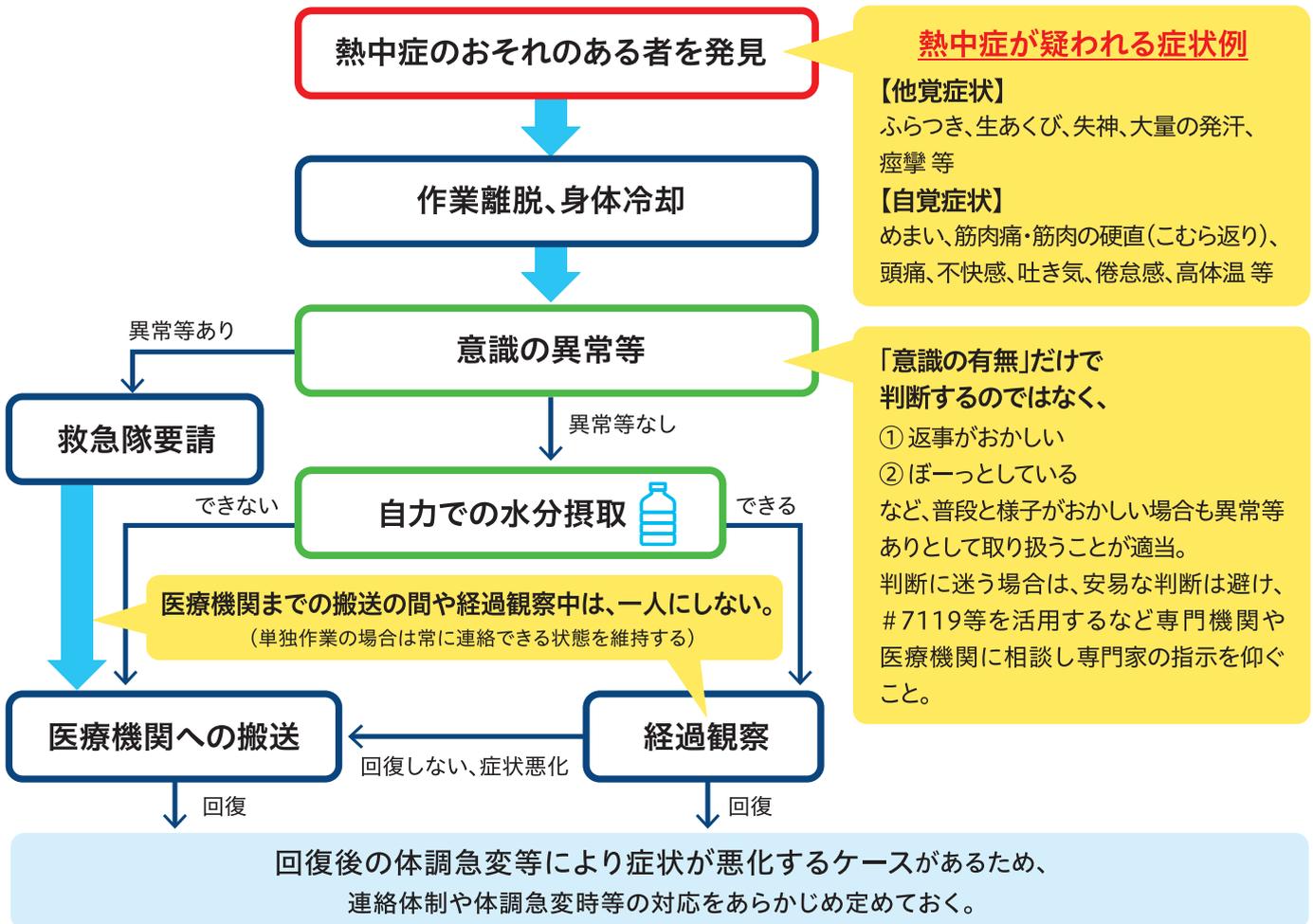
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

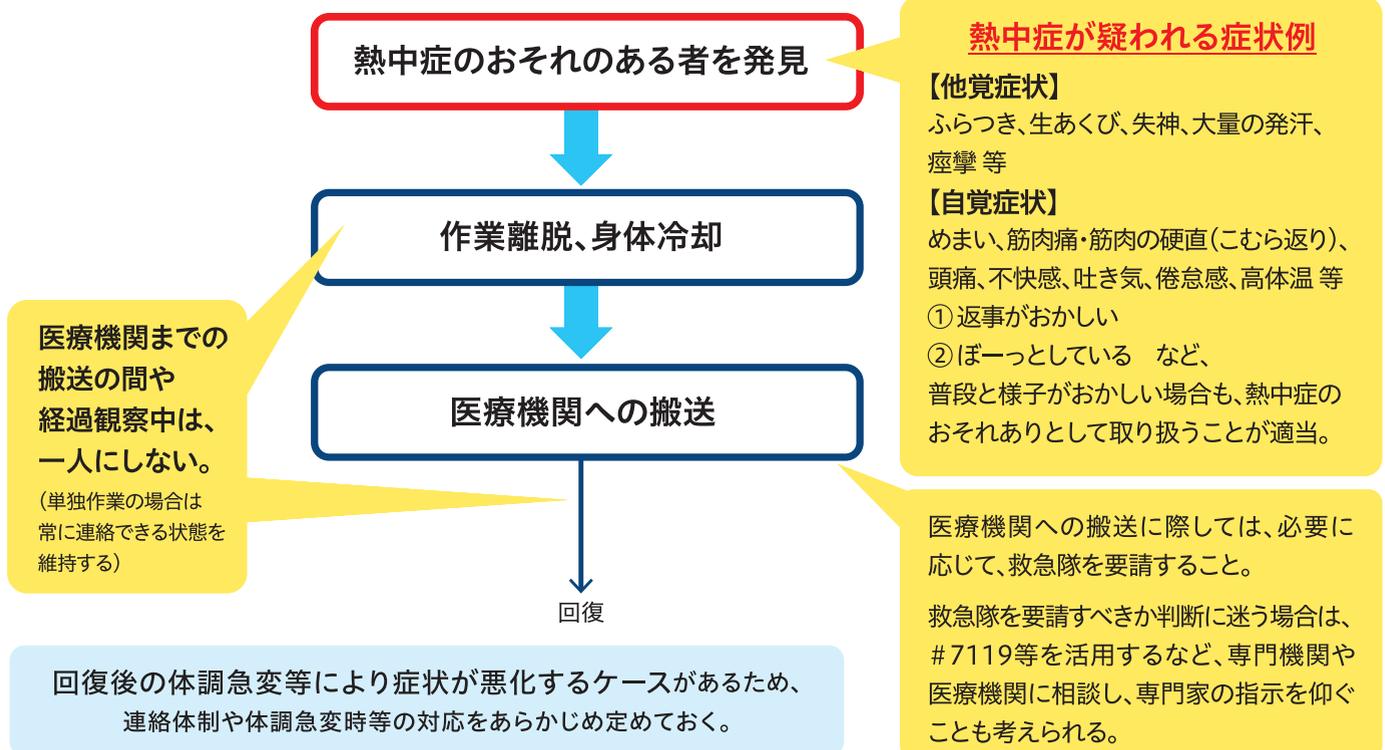
## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



一部の工作物の  
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー も  
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブルも

焼却設備も

変圧器・キュービクルも

工業炉も

発電設備 も  
(非常用発電設備含む)

反応槽 も  
(オートクレーブ含む)  
対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

貯蔵設備も

配管設備 も  
(高圧配管・下水管含む)

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

# 工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、  
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

# 無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
<b>特定工作物</b> <small>(厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)</small>	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	<b>工作物石綿事前調査者のみ!!</b>
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	
<b>特定工作物以外の工作物</b>	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

**原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。**

対象範囲についての詳しい資料は [こちら](https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/)です。必ずご確認ください。→

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



## 建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に

労基署及び自治体への **石綿事前調査結果の報告** はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、**着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。**

**Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！**

**Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等<sup>※</sup>であっても、事前調査結果の報告が必要！** ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

**Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！**

### 事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

#### 報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物 <sup>※1</sup>	解体	解体部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の工事
	改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
特定工作物 <sup>※1</sup>	解体・改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
船舶（鋼製のものに限る） <sup>※2</sup>	解体・改修	総トン数が 20 トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上（税込）であれば報告対象

※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足りません。

事前調査結果の報告は石綿事前調査結果報告システムから実施いただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告

検索

# 目の健康対策で

# STOP! 転倒災害

## 眼底検査でリスクを見える化!

目の病気が転倒を招いているかもしれません。  
目の健康対策でエイジフレンドリーな職場作りへ。

65歳以上の就業者は全体の**14%**(2020年)と、年々増加しています。  
60歳以上の女性の転倒骨折は20代の約**19倍**というデータもあり、  
安全な職場に視機能対策は欠かせません。

(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「令和6年 高齢労働者の労働災害発生状況」)

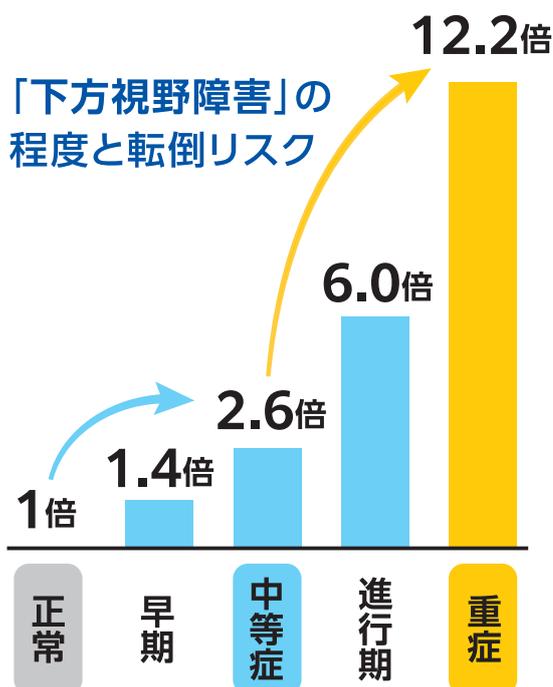


## 下方視野障害が進むと転倒しやすくなります

(視界の下部が見えなくなる)



転倒の危険性も



水たまりがよく見える



一部欠損があるが、ほとんど気づかない



カートに視線が向くと水たまりは見えない!

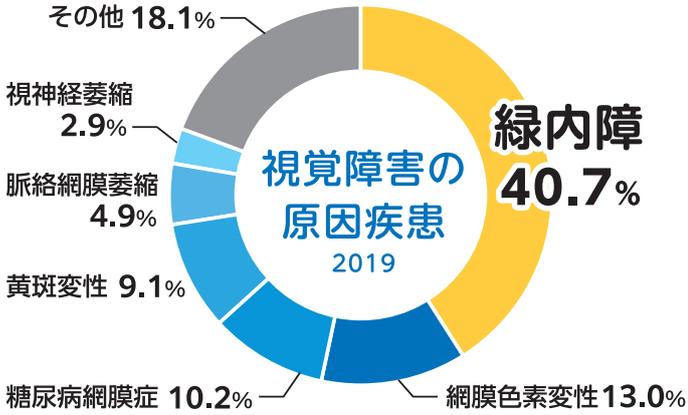
重症になるまで視野の欠損に気づくことができません。  
**眼底検査**が必要です!



# 「見えにくくなる」原因の8割が眼底の病気です

視力検査だけでは発見できません

眼底検査ってどんな検査？



Matoba R, et al. Jpn J Ophthalmol. 2023

機能回復できない病気も多く、早期発見が大切です。

年1回、眼底検査を！



眼底とは目の奥の部分で、さまざまな病気を発見できる場所です。眼底検査では1枚の写真で、網膜・血管・視神経の状態がすべてわかります。検査後も速やかに業務復帰できます。

「はたらく人の目を守る  
眼科検診ハンドブック」



企業ができる目の健康対策があります

1



「アイフレイル」の自己チェックを。

まず、各自が小さな不調に気づくことが大切です。

2



健康診断に「眼底検査」をプラス

視野欠損など目の病気は自覚症状がなく、視力検査でも見つけることができません。眼底検査で早期発見しましょう。

3



目にやさしい環境づくりを

職場の4S（整理、整頓、清潔、清掃）や作業場所の照度を見直して、目の状態にかかわらず、安全に快適に働ける環境を。

アイフレイル(加齢による目の機能低下)の自己チェックも有効です

2つ以上該当したら眼科医への相談をお勧めしています。目の病気のサインを見逃さないでください。

<p>1</p> <p>目が疲れやすくなった</p>	<p>2</p> <p>夕方になると見えにくくなるが増えた</p>	<p>3</p> <p>新聞や本を長時間見るのが少なくなった</p>	<p>4</p> <p>食事の時にテーブルを汚すことがたまにある</p>	<p>5</p> <p>眼鏡をかけてもよく見えないと感じることが多くなった</p>
<p>6</p> <p>まぶしく感じやすくなった</p>	<p>7</p> <p>はっきり見えない時にまばたきをすることが増えた</p>	<p>8</p> <p>まっすぐの線が波打って見えることがある</p>	<p>9</p> <p>段差や階段で危ないと感じたことがある</p>	<p>10</p> <p>信号や道路標識を見落としそうになったことがある</p>



# 愛媛 “治療 + 仕事 = 両立” 企業宣言

「治療と仕事の両立支援」の取組をスタートしましょう！  
愛媛労働局内「治療と仕事の両立支援特設サイト」に  
貴社の「宣言」を掲載します。



「治療と仕事の両立支援」は病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指す「働き方改革実行計画」に基づく取組です。

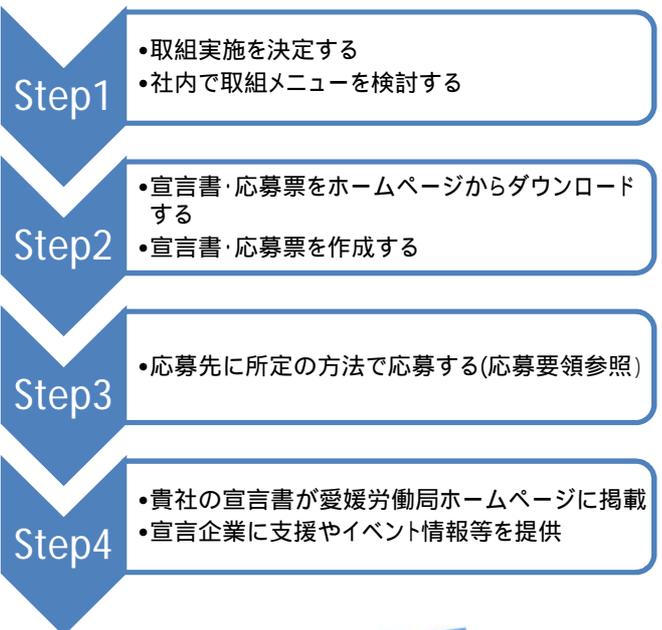
この取組における企業での環境整備の第一歩は「事業者による基本方針等の表明」です。貴社の「基本方針等の表明」を「宣言書」にして応募し、「愛媛“治療 + 仕事 = 両立”宣言企業」としてアピールしてみませんか。

**両立支援に必要な各種支援をご案内します。まずは取り組む意欲が大切です。**

## 【応募のメリット】

- ・会社全体で取り組みを推進する動機付けとなるとともに、従業員のモチベーションの向上が期待できます。
- ・広く企業方針等をアピールできます。
- ・県下の治療と仕事の両立支援の進展、機運醸成等に貢献できます。
- ・希望により両立支援に関する各種支援（取組方法、教育、個別事案の調整方法、相談等に個別訪問での支援等、個別事案の調整支援等）のメニューをご案内します。（支援実施機関への申込みにより支援が受けられます。）
- ・両立支援関係のイベント等のご案内をします。
- ・「治療と仕事の両立支援」イメージキャラクター“ちりょうさ”ピンバッチを進呈します。

## 【応募の流れ】



## 治療と仕事の両立を支援する特設サイトのご案内

### 特設サイトへアクセス

愛媛労働局

検索

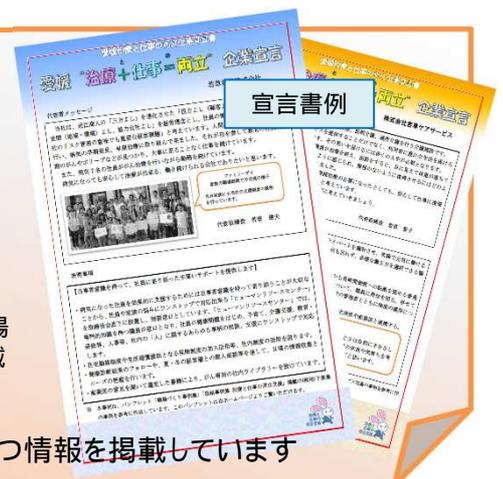
治療と仕事の  
両立支援

トップページ下段の  
バナーをクリック

愛媛 “治療 + 仕事 = 両立” 企業宣言

宣言企業サイトへ入場  
様式、応募要領、記載  
要領、記載例等掲載

特設サイトには相談窓口、イベント案内、冊子紹介等両立支援に役立つ情報を掲載しています

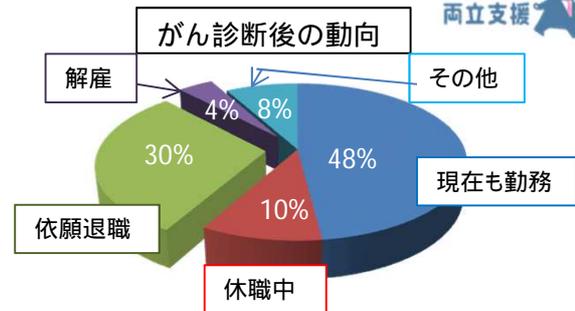
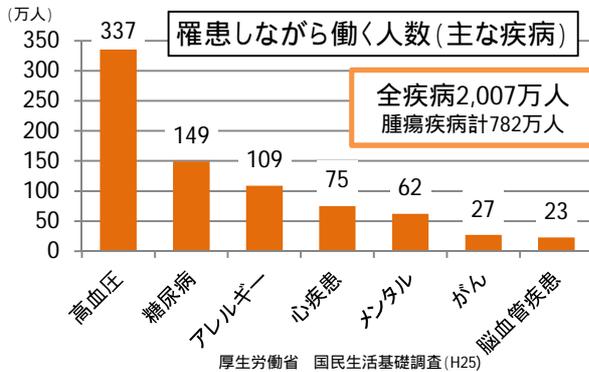


# 治療と仕事の両立支援の必要性と意義

なぜ今「治療と仕事の両立支援」が必要とされ、どのような意義があるのか「3つのポイント」を説明します。それぞれの事業場の状況と照らし合わせてみてください。

## Point 1

日本の労働人口の約3人に1人が疾病を抱えながら働いています。がんの場合、診断後に離職する人は約34%います。

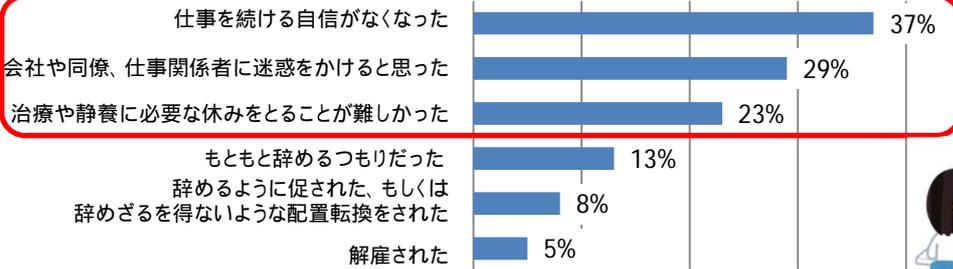


2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査

## Point 2

治療技術の進歩により、仕事をしながら治療を続けることが可能な時代になっています。一方、治療を続けながら働き続けるための制度や社内理解が「不十分」な状況です。

### がん患者の離職理由



2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査

## Point 3

治療と仕事の両立を支援することは、労働者や事業者、医療関係者、社会にとって大きな意義があります。

### 労働者にとっての意義

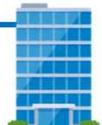
疾病にかかったとしても、希望すれば疾病を増悪させることがないよう、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。これにより

- 働くことにより収入を得て、生きがいや社会への貢献を感じられる。
- 安心感やモチベーションが向上する。



### 事業者にとっての意義

- 疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となる。
- 従業員のモチベーションの向上から、労働生産性の維持・向上にもつながる。
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化が期待できる。



### 医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。



### 社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人々が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。



## 愛媛労働局・労働基準監督署

お問合せ先

愛媛労働局 労働基準部 健康安全課

089 - 935 - 5204 Fax 089 - 935 - 5247

2018.9

# 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

**事業主団体等**が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体※は1,000万円）を助成します。 ※構成事業主が50以上であること等

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

## 対象となる団体等

次のうちいずれかであること

### 事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

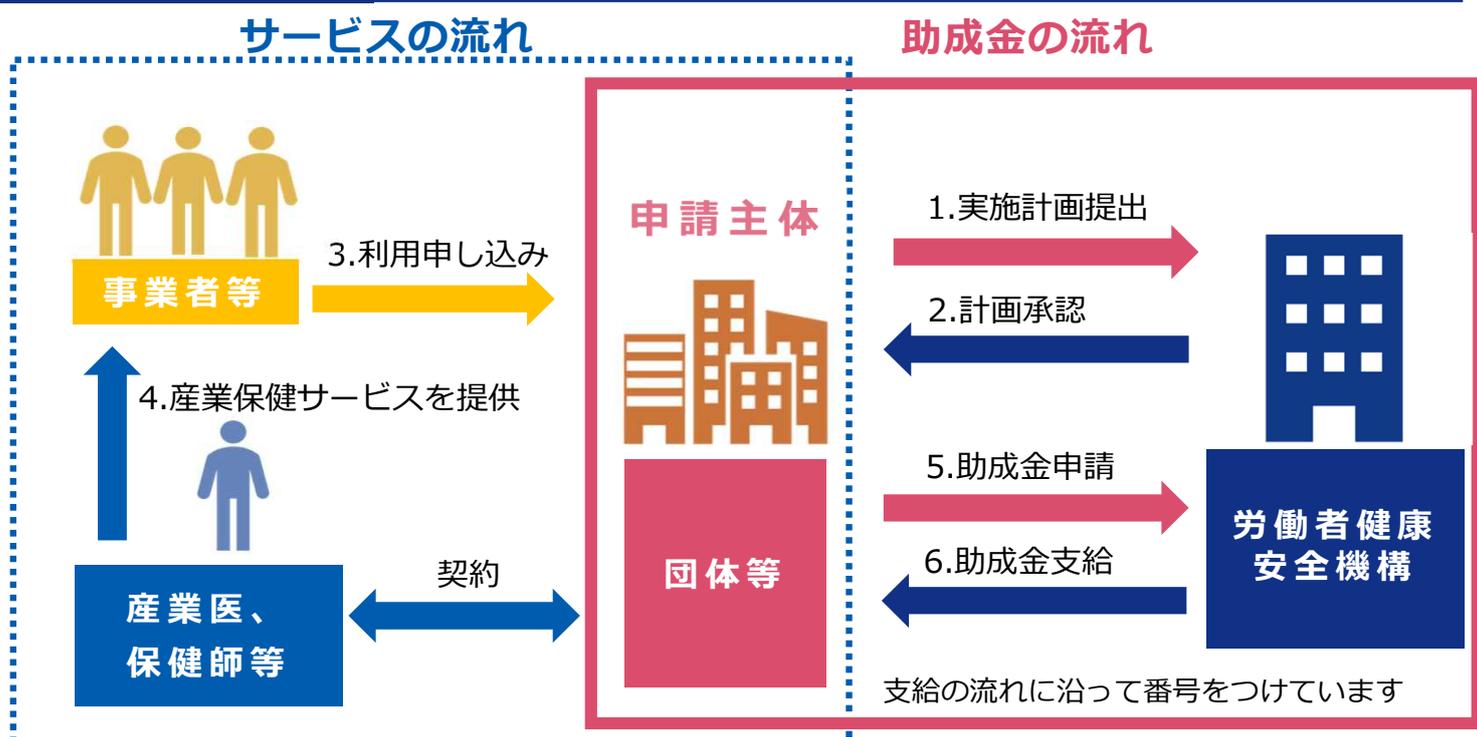
### 労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

## 令和7年度より、以下が変更となりました

- ・対象となる産業保健サービスにストレスチェックの実施等を追加（50人未満の事業場に限る）。
- ・産業保健サービスごとの上限額を設定（金額は裏面をご確認ください）。 など

## 助成の仕組み



## 対象となる産業保健サービスや上限額

### 対象となる産業保健サービス

上限額（一定の要件を  
満たした団体※の上限額）

※構成事業主が50以上であること等

① 医師、保健師等による <b>ストレスチェックの実施及び集団分析</b> ※労働者数50人未満の事業場のみ対象	… 60万円（120万円）
② 医師、歯科医師による <b>健康診断結果の意見聴取</b>	… 60万円（120万円）
③ 医師、保健師による <b>保健指導</b>	… 60万円（120万円）
④ 医師による <b>面接指導・意見聴取</b>	… 60万円（120万円）
⑤ 医師、保健師、看護師等による <b>健康相談対応</b>	… 20万円（40万円）
⑥ 医療機関、事業場、両立支援コーディネーター等による個別 の労働者を対象とした <b>治療と仕事の両立支援</b>	… 130万円（260万円）
⑦ 医師、保健師、看護師等による <b>職場環境改善支援</b>	… 130万円（260万円）
⑧ 医師、保健師、看護師等による <b>健康教育研修、</b> 事業者と管理者向けの <b>産業保健に関する周知啓発</b>	… 20万円（40万円）

助成額は最大で各上限額の90%です。

産業保健サービスごとの上限額等の詳細な要件は、手引き等をご確認ください。

## 助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出 (交付申請)	〆切：令和7年11月28日(金) <b>必着</b>
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間（最長で令和8年1月23日まで）において、 提供されたサービスの費用+事務費の総額の90%（上限あり）
4. 助成金支給申請	計画を承認された期間終了日の翌日を起算として30日以内 又は令和8年1月30日のうち、いずれか早い日 <b>必着</b>
5. 助成金の支給	令和8年3月31日まで

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

## お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。

ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。

チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。

お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課

電話番号：0570-783046



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

(R7.5)

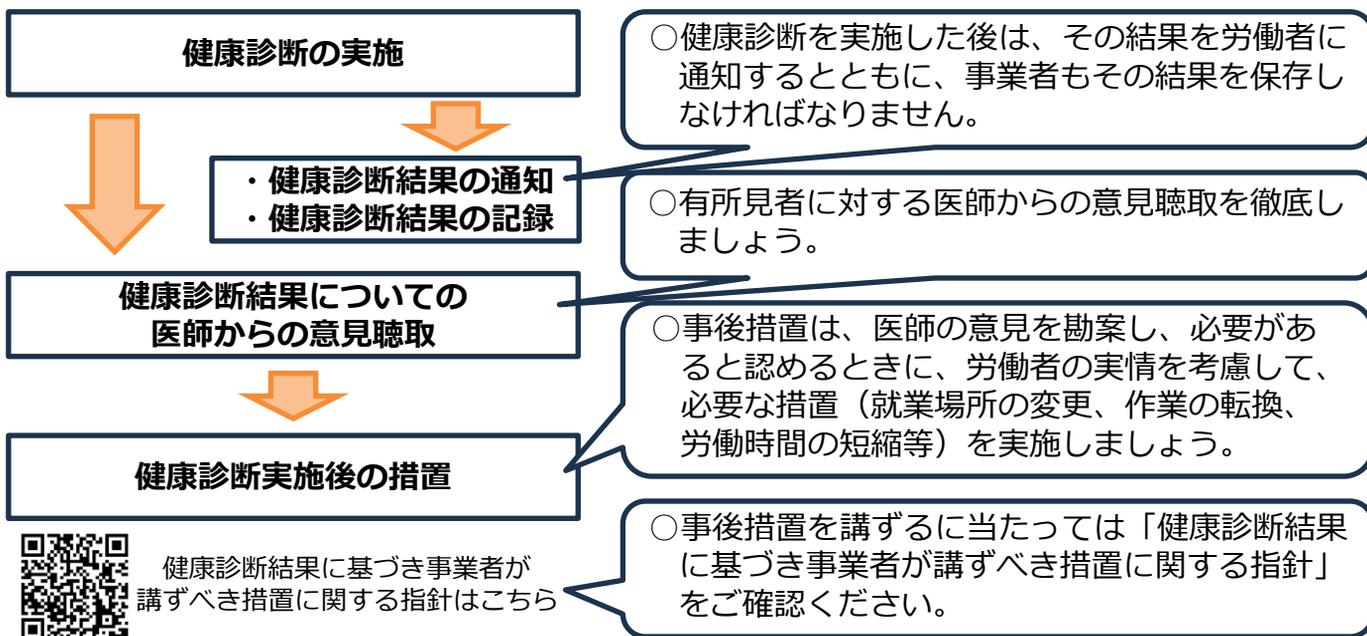
# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

## 1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



### <地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2.医療保険者との連携

- **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

エイジフレンドリー補助金  
のご案内はこちら

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



**【重点事項】**

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

**【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】**

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
  - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
  - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(①)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(②)
  - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
  - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(③)
  - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
  - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
  - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
  - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
  - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(④)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(⑤)の活用
  - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進  
令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(⑥)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
  - (ア) アイフレイルチェックリスト(⑦)や6つのチェックツール(⑧)を活用した眼のセルフチェックの推進
  - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(⑨、⑩、⑪)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
  - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
  - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
  - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒



※上記で参照している資料(①～⑪)や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

